

## マレーシアにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連 日鉄連	(1)	輸入関税引き上げ	<p>・2002年3月15日、国内産業保護のため、熱延、冷延鋼板、亜鉛めっき鋼板、溶接鋼管の輸入関税を引き上げられた。</p> <p>(継続)</p> <p>・2009年8月1日、鉄鋼産業政策の見直しにおける段階的な輸入関税引き下げ。</p> <p>棒鋼の輸入関税を2009年8月1日に10%まで引き下げ、更に2010年1月1日に5%まで引き下げる。</p> <p>鋼板の輸入関税を2009年8月1日に25%に引き下げ、2018年1月1日までに0～10%に引き下げる。</p> <p>輸出用最終製品の原材料に使用されるもの、現地では生産されていないもの、ゼロ関税の最終製品の原材料として使用されるものの輸入関税を免除することとした。</p> <p>(継続)</p>		
	日鉄連	(2)	輸入免税制度の適用廃止	<p>・2011年10月19日、国際貿易産業省(MITI)は、マレーシア鉄鋼連盟(MISIF)に対して、鉄鋼製品の関税引き下げ(25% 15%)とともに免税制度(MIDAスキーム)の廃止を提案。MISIFは同案に反対を表明。</p> <p>2011年12月9日、JACTIMから、MITIの免税制度の廃止案は産業の国際競争力の低下につながるとして、同じく反対意見書をMITI宛てに提出した。</p> <p>(継続)</p>	<p>・免税制度の維持。</p> <p>・日馬EPA免税スキームの早期履行。</p>	
	日鉄連	(3)	日馬EPAの免税スキームの不透明	<p>・2006年7月13日、日馬EPAのNote13による免税スキームは、MIDAの免税スキームと異なり、自動車、家電など8用途向けの原材料に対するユーザーの評価・意見(スペック、グレード、量)をもとに免税が認められるとなっているが、細則がないため免税スキームを利用できない。</p> <p>2012年末までに改正関税令に反映されると伝えられているものの、関税令の改正作業が遅延している模様。</p> <p>(継続)</p>	<p>・日馬EPAの免税スキームの運用細則の早期整備。</p>	
	日鉄連	(4)	輸入免税枠取得手続きの不透明・遅延	<p>・2006年12月、現地ミルが生産を開始して以降、電気亜鉛めっき(EG)鋼板の輸入免税枠取得に長期間を要する。</p> <p>2009年8月1日、鉄鋼産業政策の見直しにおいて、輸入品割合制度、セクター用途免税制度が撤廃された。国内で製造できないものに限り免税を認める。</p> <p>問題は、政府(MIDA)の免税条件の「国内製造の可否」の判断基準が不透明のため、安定供給の障壁、障害となっている。具体的には申請量を減じて認めるケース、免税許可まで期間をかけるケース、輸入者毎に採否が分かれるケース等がある。また、判定に供給能力、ユーザーの評価・意見が考慮されていない。</p> <p>2013年2月1日から熱延鋼板に関する18の工業規格に該当する品種について免税制度の適用を廃止することを公表。</p> <p>また、19の工業規格については、同年3月に発足したMIDA・免税委員会に</p>	<p>・手続きの円滑化・免税制度基準の透明化。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
9				て許可が下りれば免税措置を適用。 2015年10月、従前認められていた再輸出向け製品の原材料に対する免税制度が廃止され、2016年2月、関税還付制度(duty drawback)に変更。			
	日鉄連	(5)	輸入許可(I/L)制度	・1982年11月25日、現地ミルの稼動に伴い、線材(普通鋼)、棒鋼・線材(合金鋼)のI/L制度を制定。 ・1985年8月15日、ピレット、再圧延用コイルのI/L制度を制定。 ・1999年4月2日、熱延・冷延鋼板のI/L制度を制定。 熱延は現地ミル稼動のため、冷延は市場動向把握のため。 現地ミルによるApproval Permissionが必要となる。 ・2013年3月1日、Customs Order 2012により上記合金鋼が対象外となる。 ・2014年1月1日、7227類が追加。 ・2015年10月、膨大な申請書類の準備、登録システムの不具合等、申請者に大きな作業不可が継続。 (継続)	・制度の撤廃。		
	日鉄連	(6)	セーフガード措置の濫用	・2014年8月18日、MITIは、JIKANGの要請により、厚板の輸入急増と国内生産者の重大な損害に因果関係があるとしてセーフガード措置に向けた調査を開始。 2014年12月11日、MITIは、日本を含む42カ国を対象に暫定SG税率(23.93%)を同年12月14日より200日間賦課する旨、公告。 2015年7月1日、MITIは、日本を含む42カ国を対象にセーフガード措置(1年目17.40%、2年目13.90%、3年目10.40%)を発動する旨、公告。 (継続)	・措置撤廃。		
	日鉄連			・2016年5月28日、MITIがMalaysia Steel Associationの要請により、鉄筋用棒鋼に対するセーフガード調査を開始。 2016年9月23日、仮決定の官報公示。暫定SG税13.42%(40カ国を対象に2016.9/26～2017.4/13の間賦課)。	・調査中止。		
	日鉄連			・2016年5月29日、MITIがMalaysia Steel Associationの要請により、線材・バーインコイル(鉄筋用)に対するセーフガード調査を開始。 2016年9月23日、仮決定の官報公示。暫定SG税13.90%(42カ国を対象に2016.9/27～2017.4/14の間賦課)。	・調査中止、もしくは再輸出向けの除外。		
	建産協	(7)	中国製低価格品の流入	・中国からの安い原材料の流入による市場価格下落と現地法人の製造コストのアンマッチ。	・適正な関税による市場価格の維持。		
12	為替管理	建産協	(1)	急激な為替変動	・インドネシアからのドル建て仕入の実質的コストアップが販売価格に転嫁できないので大幅な収支悪化につながっている。	・為替先物予約規制などの外貨規制を緩和してもらいたい。	
		自動部品	(2)	新為替両替規制の導入	・2016年12月2日にマレーシア中銀が発表した新外為規制により、輸出代金75%のリンギットへの両替義務付け、ネットィング(相殺取引)の禁止等が定められ、12月5日より即時適用開始となった。当社はマレーシア現法との間で円建・ドル建ての輸出入取引を行っており、新規制適用により両替コストの増加が見込まれるため、取引通貨の変更等、対応策を早急に進める必要がある。	・規制内容が厳格なため、緩和していただきたい。 ・新外為規制導入に際しては、企業側の工数を考慮し、発表から適用までに十分な時間を確保していただきたい。	・マレーシア中銀「Foreign Exchange Administration rules」

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
12	日機輸			・マレーシア中央銀行は2016年12月2日(金)に新たな外貨規制を発表し、翌営業日の5日(月)から施行した。準備期間を設定しない急な変更により市中銀行含めて混乱している最中、直後の7日(水)には一部緩和策、猶予期間を設けるとの発表があり、当局の場当たりの政策への対応に追われている。	・新規導入に際しては、予め通知の上で準備期間を設定するなど適切な対応を頂きたい。	<a href="http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en_press&amp;pg=en_press&amp;ac=4316&amp;lang=en">http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en_press&amp;pg=en_press&amp;ac=4316&amp;lang=en</a> ・マレーシア中央銀行による規制 New foregin Exchange Adiministration <a href="http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en_press&amp;pg=en_press&amp;ac=4316&amp;lang=en">http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en_press&amp;pg=en_press&amp;ac=4316&amp;lang=en</a> ・マレーシア政府による決定	
	日機輸			・2016年12月5日、新為替両替規制により特に次の内容が為替リスクを生じさせ、当社ビジネスに大きな影響を与えている。 - 輸出代金の75%のリンギ強強制 - マレーシア国内の外貨決済禁止(国内取引の100%をRM両替強制) - ネットینگ取引の禁止	・早期全面解除。		
	日機輸			・2016年12月に、中央銀行(Bank Negara)が新たな外貨規制を発表したが、発表後、実働翌日に施行となり、対応が難しかった。 輸出代金外貨の75%以上はマレーシアリングギット(MYR)への両替が必要 マレーシア国内企業同士の取引について外貨決済の禁止	・規制等の変更は早めに告知し、企業が準備できるよう配慮をお願いしたい。		
	日機輸			・マレーシア中央銀行からリングギット安を緩和するための措置として、(輸出企業への輸出代金75%は代金受取当日にリングギットへの両替を義務付けが導入された。25%は外貨での保有ができるが、専用口座への入金が必要で、輸入代金の決済、外貨借入れの決済に用途が限定されている。	・今回実施された外貨規制の撤廃。		
	日機輸			・現地通貨(マレーシアリングギット)売り、外貨買いのヘッジ可能期間が6か月までと制限されている為、6か月を超える期間のヘッジを取り組むことが出来ない。(2016年12月の新規制)	・規制緩和または撤廃して頂きたい。		・中央銀行
	日機輸			・外貨で回収した資金のうち75%が強制的に現地通貨(マレーシアリングギット)へ変換されてしまうため、外貨建て債務支払いの為に再変換をしなくてはならない。(2016年12月の新規制)	・規制緩和または撤廃して頂きたい。		・中央銀行
	日機輸			・マレーシア国内決済についてはマレーシアリングギットで行わなければならない。その為、これまでUSD建てだったInvoiceはマレーシアリングギット建てInvoiceに変更するか、USD建てInvoiceのままの場合は、支払い時にマレーシアリングギットに変換して決済しなければならない。(2016年12月の新規制)	・規制緩和または撤廃して頂きたい。		・中央銀行
14 税制	JEITA	(1)	GST導入に伴う税制適用の混乱	・GST導入に伴い、LMW・FTZ客先向けVMI(Consignment stock)の運用に関し、当局担当者により異なる意見・指示が出て現場が混乱している。 (継続)	・Consignment運営時のBill発行義務日数(21日以内)の算出基準(納入日?、取出口日?)を明確にしてほしい。		
	日機輸	(2)	国外提供役務に対する源泉課税による二重課税	・2002年9月～2017年1月16日までは、マレーシア所得税法(MITA)第4A(i)条及び第4A(ii)条に基づき、技術支援料に関する非居住者への支払い等は、サービスがマレーシアで履行される場合に限り、MITA第109B条に基づいて源泉徴収課税がなされていた。一方、2017年財政法が新たに公布され、第15A条の但し書きが削除されたため、サービスがマレーシア国内で行われたか否かに関わらず、源泉徴収税が課税されるようになった。	・日馬租税条約では、技術支援料に関する定めがないため、日本側では国外源泉所得と認められず、外税控除が行えない。そのため、二重課税となってしまう。そこで、租税条約の改定により、技術支援料がカバーされるようにして頂きたい。若しくは、マレーシア側に15条A但し書きを復活して頂きたい。	・マレーシア所得税法第4A(i)条、第4A(ii)条、第109B条、第15条Aの但し書き	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸			<p>・税制改正により非居住者による専門的技術的サービスの対価支払はサービス提供地がマレーシア国内国外を問わず源泉税対象とすることとなった(従来はマレーシア国内で提供されたサービスについてのみ源泉税対象)。 当該改正は国内法に優先されるはずの租税条約(日本、シンガポール等)の規定とは相違あり、対応方法が不明確となっている。</p> <p>・新源泉税施行(2017年1月17日)によりグローバル役務が10%の税金対象となり、親元の課税負担がアップ。(特に、日本役務)</p> <p>・2017年の税制改正によって、マレーシア国外で提供するエンジニアリング業務に対しても課税されることとなった(日・マレーシア租税条約と矛盾)。 今後の対応について検討中。</p>	<p>・国内法と租税条約の関係を明確にして頂きたい(優先適用される租税条約に則った対応で問題ない旨を明確にして頂きたい)。</p> <p>・G&amp;Gで日馬租税条約見直し。(テクニカルフィー条項追加)</p> <p>・税制の改正。</p>	<p>・マレーシアIncome Tax Act Section 15</p> <p>・マレーシア法人所得税</p>
	日機輸					
	日機輸					
	日機輸	(3)	租税条約の不適用	<p>・日馬租税条約第4条第2項において、6ヶ月を超えない建設工事に関わる据付指導等はPEを組成しないと定義され、マレーシア国内で課税されない事となっているが、税務当局は国内法を優先し国内で発生した6ヶ月未満の指導員派遣に対し10%の源泉徴収を課している。</p>	<p>・マレーシア税務当局による租税条約の優先適用。</p>	<p>・日馬租税条約第4条2項</p> <p>・マレーシア税法第21条3項</p>
16 雇用	JEITA	(1)	最低賃金の引上げ	<p>・最低賃金の改定が2016年7月に実行される予定だが、企業の生産性改善を無視した形で実行されている。これ以上の賃金上昇は民間企業の企業運営に大きな影響を及ぼし、国際競争力の低下が懸念される。(マレーシアからの撤退を検討する企業が増加すると思われる。)</p> <p>(継続)</p> <p>・2016年7月より最低賃金が島内において900RMから1000RMに上げられようとしていること。 最低賃金アップによる製造人件費上昇、今後、2020年に向けて暫時上昇の見通し。 (内容、要望ともに追加)</p>	<p>・低所得者の生活実態、民間企業の経営状態を良く把握し、生産性向上に沿った範囲内の改定に留めるよう慎重な対応を要望したい。</p> <p>・JACTIMと連携し、以下の要望を提出。 実施時期の延期 基本給に限定せずに手当等を含めた実質的な賃金とする 企業の生産性を配慮した上昇。</p>	<p>・マレーシア第11次計画 (国家経済計画)</p>
	日機輸					
	JEITA	(2)	外国人労働者雇用規制の強化・許可手続き遅延	<p>・外国人労働者雇用規制が強化されており、外国人労働者の雇用がより厳しくなっている。一方、マレーシア人労働者の絶対数が少なく、更に定着率、出勤率も低いため、企業の安定操業のためには、外国人労働者に頼らざるを得ない状況が継続している。規制強化によって不法労働者が増えており、逆効果となっている。外国人労働者雇用規制の緩和が必要。</p> <p>(継続)</p>	<p>・外国人労働者雇用規制の緩和が必要。同時に、不法就業の外国人を雇用している企業への罰則の強化が必要。</p>	
	日機輸	(3)	外国人労働者に対する雇用課徴金倍増	<p>・2016年1月末に政府が急遽、マレーシアで働く外国人労働者に課す税金を2016年2月から倍に増額すると発表した。当社では外国人労働者を多数雇用しており、急なタイミングかつ、急激な増額により、社内でも混乱が生じた。</p> <p>(一部削除)</p> <p>・製造業の外国人労働者に対する課徴金を1250RMから2500RMにUPしようと政府が考えている(KDN)各種団体より反発が大きく、その後の政府動向不透明。 外国人労働者新規雇用凍結による労働力不足 上記 2020年 外国人労働者キャップ15% 雇用主責任強化によるエージェント使用不可、人頭税雇用主負担他 製造原価UP、変動費の固定費化</p>	<p>・雇用政策等の重要な決定については計画的な検討・実施をお願いしたい。</p> <p>・当面は様子を見るもJACTIMと連携して反対意見を提出する。 - 外国人労働者比率維持(約40%) - エージェント使用継続認可 - 人頭税の負担按分見直し</p>	<p>・マレーシア政府による決定</p> <p>・マレーシア第11次計画 (国家経済計画)</p>
	日機輸					
	日機輸					

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
16	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者の雇用にかかる課徴金(レビー)を雇用者負担にする旨を当初、2017年1月1日付けで実施するとあったが各種産業界からの猛反発を受け、2018年に延期となった。</li> <li>外国人労働者を雇用する際にかかる課徴金である人頭税の支払いを雇用主に義務付けることを盛り込んだ新政策が急きょ2017年1月1日付けで導入されると発表された。負担増となることから業界団体が反発した結果、マレーシア政府は1年間導入を延期すると発表した。来年の導入が懸念される。マレーシア政府は外国人労働者雇用課徴金を雇用者負担とする新規則を含む「雇用者必須確約(EMC)」への署名を求められている。</li> <li>政府は1月1日より外国人労働者の人頭税の支払い責任を雇用主が負うことを義務化すると発表した。</li> <li>その後政府は、マレーシア経営協会 (Malaysian Employers Federation) を含む雇用者側からの強い反発で決定を取り消し、2018年までに諸制度構築を図ることとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課徴金廃止を引続き要請したい。</li> <li>急な政策変更を避け、なるべく事前に関係する業界団体と協議して頂きたい。</li> <li>EMCへの署名を必須としないで頂きたい。</li> <li>マレーシアの建設業に欠かせない外国人労働者の雇用については、安定的な制度運用を求めたい。(2016年集計の項目16への追加)</li> </ul>	<a href="http://www.nst.com.my/news/2017/01/200923/foreign-worker-levy-employers-cry-foul-over-ruling">http://www.nst.com.my/news/2017/01/200923/foreign-worker-levy-employers-cry-foul-over-ruling</a>	
	日機輸	(4)	外国人労働者の新規雇用の凍結	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年2月より、外国人労働者の新規雇用の凍結開始。6月より大手企業を中心に一部企業にて個別に解除しているが、中小企業を中心に引き続き凍結されている状況が続いている。</li> <li>外国人労働者の凍結措置により工場、農場などで外国人労働者が不足し、深刻な打撃を受けている。一部の農業分野で凍結措置の解除、新規受け入れを開始、また製造業については、個別の受付が開始されているが、依然として外国人労働者が不足し、各産業界にて深刻な状態が続いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部品メーカーなど人員不足に陥っているケースがあり、サプライチェーンの影響が出ている。早期に新規雇用の凍結を解除して頂きたい。新規雇用の凍結を解除して頂きたい。</li> <li>外国人労働者凍結措置の解除また、新規受け入れの再開にむけて政府に働きかけたい。</li> </ul>		
	日機輸	(5)	外国人労働者の割合抑制改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシア政府は、労働集約型産業における自動化・機械化を進め、第11次5カ年計画(16~20年)の最終年となる2020年には外国人労働者の全労働人口に占める比率を15%以内に抑え込むとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業セクターによって状況が異なるため、一律ではなくセクター毎のターゲット設定をするなど、現状を鑑みたターゲット設定をして頂きたい。政策決定にあたっては産業界と協議の場を設けて欲しい。</li> </ul>		
	日機輸	(6)	労働VISAの取得申請制度の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用バス、プロフェッショナル・ビジット・パス(短期就労パス)の申請は、以前は入国後の申請でも問題なく取得できたが、変更により申請者がマレーシア国外にいる間にまず各国のマレーシア大使館にて許可書を申請・取得し、許可証コピーを持ちマレーシアに入国する必要あり。</li> </ul>			
	知的財産制度運用	日機輸	(1)	特許庁の審判部不在、無効審判制度不備	<ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシア特許庁では、審判部が存在せず異議申し立て制度、無効審判制度がない。特許の無効を求める場合は、特許所有者を相手として訴訟を提起する必要がある。</li> <li>(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無効審判制度の確立をしてほしい。</li> </ul>	マレーシア特許法56条

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
17	日機輸	(2)	特許拒絶査定時の分割出願不可	・分割出願に関しては、審査官から単一性違反の報告書が郵送された日から3月以内、また、自発補正する場合には審査官からの最初の報告書(拒絶理由通知)が郵送された日から3月経過前までに分割出願の申し立てができること記載されており、拒絶査定時に分割をすることができない。そのため、出願人が意図する請求項で特許を取得する機会が少ない。 (継続)	・拒絶査定時に分割出願できるようにしてほしい。	・マレーシア特許法30条(1)(2)(3)(5)	
	日機輸	(3)	不明確な第一国出願義務の法令規定	・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。 (継続)	・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。		
	日機輸	(4)	短いMSE制度の審査請求期限	・審査請求期限は、原則国際出願日より4年以内で、延長申請しなければ出願日より5年まで延長することができない。そのため、修正実体審査(MSE)制度を利用するためには、対応US、JP出願等の登録までの期間を考慮すると、ほとんどの場合で延長申請を行わなければならない。 (継続)	・MSE制度の審査請求期限は、延長申請することなく出願日より5年以内(またはそれ以上)としてほしい。	・マレーシア特許規則27(1)、27A(1)27B(2)	
19	工業規格、基準安全認証	日鉄連  日鉄連	(1)	適合性評価手続の厳格化、煩雑	<p>・2009年10月13日、適合性評価証明書(COA: Certificate of Approval)が必要となる鉄鋼製品の品目数が627品目から187品目に削減し再開。LMWとFIZ、500KG以下の鋼材輸入におけるCOA取得義務を免除。また、製造者とスチール・サービスセンターを対象に5産業(自動車、電機・電子、航空宇宙、石油・ガス、海運・造船)向けの特定鋼材は除外が認められる。なお、個別製品は申請により、SIRIMの判断で免除される場合がある。</p> <p>現時点のCOA検査は、前記の除外品を除き、同一の製造工場、鋼種、スペックでも船積毎、サイズ毎にサンプル抽出、検査を受けなければならない。このため、過大な検査費用と事務手続きを負っている。また、SRIM適合性認定検査はミルの検査項目と多くが重複、不良材防止よりは輸入遅延、手続き煩雑化を招いており早期に廃止、簡素化が望まれる。</p> <p>2012年12月31日、2013年3月1日から、適合性評価手続きの対象品目を141とすることを公表。 (継続)</p> <p>・2013年2月21日、COA制度手続厳格化(HS144品目に対し輸入時COA取得義務付け。TCOA廃止。2013年2月21日(但し、6ヵ月は移行期間)特定5用途向け特定品については、従来どおり年に一度の包括申請が可能。COA申請プロセス変更=1.長期(海外認証機関、SIRIMによる製品認証検査。1年有効) or 2.短期(海外/地場の公認ラボによるフルタイプ。都度有効)。積港でのサンプル検査、SIRIMの工場訪問等、手続厳格化。短期手続(ST)には、小規模輸入者用に揚港でのサンプリングスキームも存在。</p> <p>2013年8月22日、施行。 2014年8月4日、HS144品目に対するMS適合性評価手続きの対象が171品目に拡大(二次製品含む)。</p>	<p>・制度の撤廃。</p> <p>・手続き(含除外制度)の明確化・簡素化、検査費用削減。</p>	・Custom (Prohibition of Imports) Order 2012

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日鉄連			2015年3月、短期手続きにおける検査費用が過大。 2016年7月20日、SIRIMがMS規格でCOA取得が求められる14規格を公表(公表後3回修正が行われた)。(2017年8月1日のB/L(船荷証券)分から適用) (追加)		
24	法制度の未整備、突然の変更	JEITA	(1) 規制の突然の変更・実施	・政府が各種の規制内容を変更する場合、民間企業への説明が不十分なまま、突然に規制内容を変更することが多い。実例として2月1日より突然外国人労働者の人頭税が2倍に引き上げられた。近い将来アップするかもしれないとの情報はあったが、変更の仕方が余りにも独断的で一方的。 (継続)	・各種の規制内容を変更する場合は、内容を良く説明し、十分な準備期間を設けて実施することが必要。	
26	その他	JEITA	(1) 交通インフラの未整備	・2015年9月、11月の豪雨による洪水で交通大混乱(ペナン島・BayanLepas産業地区)。 (継続)	・上下水道の整備が必要。	
		JEITA		・ペナン島第2大橋周辺のRamp工事により信号体系が乱れることが多く、渋滞による社員の遅刻・移動時間増が発生。 (継続)	・整備が必要。	
	日機輪	(2) 水供給の不足・不安定	・公道の配管破損等により、水が供給されないトラブルが現在でも多発している。 過去の断水履歴 - 2012～13年:配管破損、設備故障による水圧低下や断水:8回 - 2014年:同上トラブル:1回 ダム水位低下による断水:13回(最長断水1.5日) - 2015年:配管破損による断水5回 - 2016年:メイン配管破損による断水2回 (追加)	・左記のような問題が発生しないよう、インフラを整備して頂きたい。	・Lembaga Urus Air Selangor(水道局) <a href="http://www.luas.gov.my/">http://www.luas.gov.my/</a>	
	JEITA	(3) ヘイズ(煙害)被害の深刻化	・ヘイズと呼ばれる煙害の深刻化。昨年の夏のヘイズは非常に深刻で、社会全体に大きな影響を及ぼした。稀にマレーシア国内が原因の場合もあるが、主には、インドネシア、スマトラ島での大規模な森林の伐採、焼畑が原因となっている。 (継続)	・インドネシア政府に抜本的な対策を取ることを要望して欲しい。何年たっても改善が見られない。		